

正。しかし、中には新たなトラブルの火種となるものいくつもの制度見直しや新設が行われた相続法改 サルタントの吉澤諭氏に話し合ってもらった。 知られる弁護士・税理士の長谷川裕雅氏と、 もあるのではないか。『磯野家の相続』などの著書で 相続コン

長谷川 ているのは、 続法)改正全体について感じて いることを教えてください。 -まずは、お2人が民法(相 一番評価できると思っ 自筆証書遺言を作

印象です。 はあまり実務上の変化を感じな ですね。逆に言うと、それ以外 成するハードルが下がったこと いというのが、全体像に対する

条文化したり、 谷川先生と同じ意見です。すで いるのですが、 緩和にはちょっと懸念を感じて 明文化したりしただけのものが して一般に行われてきた慣習を に判例で認められている方法を 私は自筆証書遺言の様式 全体としては長 事務の取扱いと

多いですね。

必要だと思います。 様々な角度から助言することが 策をアドバイスする立場の人は、 じる点が多々あります。相続対 トラブルを招きそうな場合は きちんと改正内容を理解して、 れは実務で使うのかな?」と感 われた部分も、調べていくと「こ ただ、制度の変更や新設が行

れ、法務局による保管制度もで きました。 打ちによる目録の作成が認めら 自筆証書遺言は、ワープロ

長谷川 だと考えています。改正前の自 私はこれが一番意味のある改正 筆証書遺言は、高齢者にとって 先ほど言ったとおり、

相続コンサルタント

『トラブル事例で学ぶ 失敗しない相続対策』著者

遺言者の意思を反映するという 依然として存在していますが、 ればいけないなどのハードルは です。本文はすべて自書しなけ 現実的な手段ではなかったから

とする判決も増えています。

言のほうが作りやすいんです。 長谷川 ま署名させられても作成できて しているのかよくわからないま きて、遺言者本人は自分が何を ある日、公証人が病室へやって がリードすれば、本人は遺言書 手続きは長男などの受益相続人 定の相続人に有利な、い 報酬も支払って に資料を提出し、打合せをして しまいます。 いたままでも構いませんから。 の作成ができない状態で病室に のハードルは高いんですが、特 書かせる遺言〟は公正証書遺 準備がとても面倒で、 公正証書遺言は作る前 と、手続き 公証人 わゆる

吉澤 逆の場合もあるわけです。実際、 りと遺言者の意思が反映されて 言は第三者が書く内容を操作し 望ましいですし。 意味では、公正証書遺言よりも ここ数年で公正証書遺言を無効 携わっている人間からすると、 いるといったイメージが圧倒的 やすい、公正証書遺言はしっか に強いですよね。でも、 世の中では、 自筆証書遺 相続に

**607 FA** ファイナンシャル・アドバイザー Winter 2019